

安心・安全な水道サービスの提供に向けて

～平成 28 年 10 月使用分から

新しい水道料金が適用されます～

問い合わせ 水道課庶務係 ☎ 22-7768

市の水道料金は、平成 6 年 10 月に改定して以来据え置いてきましたが、近年の人口減少や節水型社会の進展による水需要構造の変化に伴い水道料金収入も減少していくが見込まれています。また、現在の水道施設の多くは、高度経済成長期に集中的に整備され、今後は、老朽化が進む水道施設の更新や災害に強い施設とするための耐震化対策などを計画的に進めていく必要があることから、水道事業経営は、益々厳しくなるものと想定されています。

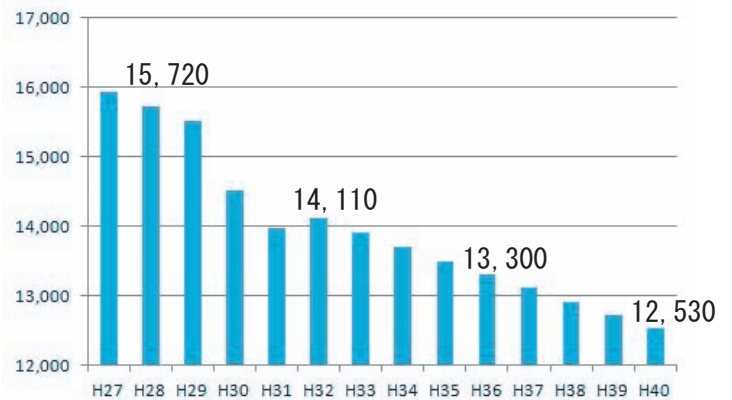
このような現状を踏まえ、「竹原市水道事業経営審議会」において、事業経営のあり方などについて審議をいただき、「料金改定はやむを得ない」という答申を受け、本年 6 月市議会定例会での審議及び議決を経て、水道料金体系の見直しを行うものです。

今後もより一層の経営の効率化に取組み、「安心」で「安全」な水道水の供給に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

1. 水道事業をとりまく現状と課題

《今後想定される水需要の減少による影響》

市における水需要は、人口減少に伴い今後も減少が予測されています。水道料金収入も同様に減少が見込まれ、現行料金制度のもとでは、平成 28 年度予算と比べ、5 年後の平成 32 年度には約 1 億 1,800 万円の減、平成 40 年度には約 1 億 6,500 万円の減が見込まれており、このままでは安定した水道水の供給と事業運営が困難となることも想定されます。

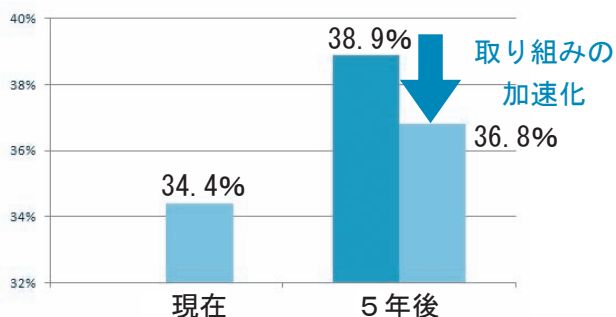


▲ 1日あたりの水需要予測 (m³)

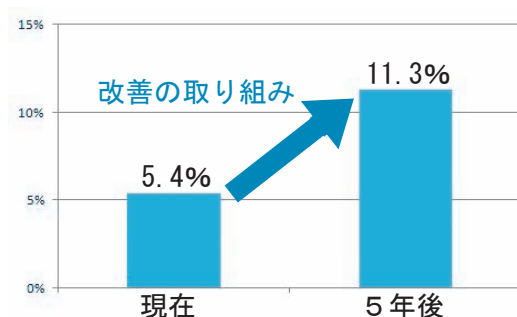
《老朽化する水道施設と水道管の更新及び耐震化への取り組み》

老朽化する施設への対応や災害に対する備えは、全国的な課題となっており、市においても例外ではありません。平成 26 年度末現在で、法定耐用年数の 40 年を経過した老朽管は、全体の 34.4% を占めており、地震など災害に強い水道管への耐震化率は僅か 5.4% となっています。

老朽管の割合は、現状のペースで更新した場合、5 年後には約 4 割となることから、配水池やポンプ場などの水道施設と併せ、施設更新と耐震化を計画的に進める必要があります。



▲ 水道管の老朽化率



▲ 水道管の耐震化率

2. 今回の水道料金等の主な改定ポイント

①基本料金、従量料金単価をそれぞれ改定

水需要の減少が見込まれるなか、水道料金収入は年々減少傾向にあり、今後は、水道施設の老朽化対策や耐震化を計画的に行う必要があることから、5年間の収支計画に基づき基本料金と単価の見直しを行いました。

②用途別の水道料金表を整理・統合

これまでは、家事などの一般用、工場などの工業用、湯屋営業用など、用途毎に料金単価が決められていました。しかしながら、近年、水道の使用用途が多様化する現状を踏まえ、公平・公正でわかりやすい料金制度とするため一般用に整理・統合しました。

③基本水量制を廃止

これまで家事などの一般用を使用していたご家庭の場合、1か月あたりの使用水量が8m³までは、使用水量に関わらず基本料金に含まれるとしていました（これを基本水量制といいます）。

近年、単身世帯の増加やライフスタイルが変化するなか少量使用者が増加し、使用水量が8m³までは、同一の料金となることに対して不公平感が生じてきたことから、基本水量制を廃止し、使用水量1m³から料金を負担していただく仕組みに改めました。

④申込手数料及び廃止手数料を廃止

水道の使用を開始する時、または使用をやめる時に必要となる手数料を廃止しました。これにより、届け出手続きを簡素化しました。

※なお、下水道使用料は変更がありませんので、引き続き従来どおりの料金となります。

《旧料金表》 税抜き・1か月あたり

用途	基本水量	基本料金	超過料金 1m ³ につき		
一般用	8m ³ まで	606円	9～20m ³	109円	
			21～50m ³	127円	
			51～100m ³	132円	
			101m ³ ～	137円	
湯屋営業用	100m ³ まで	7,454円	101m ³ ～	87円	
工業用	100m ³ まで	13,026円	101～1,000m ³	137円	
			1,001～5,000m ³	150円	
			5,001～10,000m ³	161円	
			10,001～30,000m ³	174円	
			30,001～60,000m ³	187円	
臨時用	10m ³ まで	2,190円	11m ³ ～	290円	
船舶用				1m ³ につき	290円



《新料金表》 税抜き・1か月あたり

用途	基本料金	従量料金 1m ³ につき		
一般用	680円	1～8m ³	50円	
		9～20m ³	140円	
		21～50m ³	150円	
		51～100m ³	160円	
		101～1,000m ³	175円	
		1,001～5,000m ³	185円	
		5,001～10,000m ³	200円	
		10,001～30,000m ³	220円	
		30,001～60,000m ³	230円	
船舶用			1m ³ につき	350円
			60,001m ³ ～	240円

～料金の算出方法～

例：1か月で20m³使用した場合（税抜き）

（基本料金）	680円
（従量料金1～8m ³ ）50円	8m ³ = 400円
＋（従量料金9～20m ³ ）140円	12m ³ = 1,680円
合計	2,760円

※1円未満の端数が生じたときは切り捨てます。

※料金は、これまでと同様に2か月分を併せた額をお支払いしていただきます。

3. 水道料金改定説明会の開催について

水道料金改定について説明会を開催しますので、市民のみなさんのご参加をお願いします。

日時	会場
8月19日（金）	18：30～20：00 忠海東公民館
8月22日（月）	19：00～20：30 忠海公民館
8月24日（水）	19：00～20：30 小梨公民館
8月26日（金）	18：30～20：00 大乘公民館
8月29日（月）	18：30～20：00 中通公民館
8月31日（水）	19：00～20：30 竹原中央公民館
9月2日（金）	19：00～20：30 田万里公民館

日時	会場
9月5日（月）	19：00～20：30 竹原西公民館
9月7日（水）	19：00～20：30 大井公民館
9月9日（金）	19：00～20：30 吉名公民館
9月12日（月）	19：00～20：30 東野公民館
9月14日（水）	19：00～20：30 荘野公民館
9月16日（金）	18：30～20：00 仁賀生活改善センター